

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、随時
監査の結果を次のとおり公表する。

令和６年７月２３日

南三陸町監査委員 横 山 孝 明

南三陸町監査委員 及 川 幸 子

（別紙）

1 はじめに

本監査は、町が施工した土木、建築等の工事について、契約事務等の一連の関係事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝 明

南三陸町監査委員 及 川 幸 子

3 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

4 監査の対象

令和5年度施工工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）に係る書類等

5 監査の評価項目（着眼点）

- （1） 起工から工事完了までの一連の事務処理は、適正に行われているか
- （2） 契約書等関係書類は整備されているか
- （3） 契約の内容は適正か
- （4） 議会の議決を要する契約について、仮契約から本契約までの事務処理は、適正に行われているか
- （5） 変更契約における事務処理は、適正に行われているか

6 監査の実施内容

- （1） 監査の期間 令和6年6月17日（月）～ 令和6年7月22日（月）
- （2） 監査の方法 令和5年度に施工した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）のうちから任意に抽出した監査対象工事（別紙）の関係書類の提出を求め、その提出された書類について、一連の事務手続を調査し、必要に応じ関係職員から疑義事項について聴取した。

7 監査の結果

本監査は、町長部局及び教育委員会部局が実施し、令和5年度中に完成した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）97件のうちから10件を任意に抽出し、実施したものである。

監査の結果、工事の施工に関し必要となる手続及び関係書類の整備については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部の工事において、不適切な事務が執り行われていたことが認められた。

なお、監査において確認した指摘事項については、その重要度を勘案した上で、必要に応じ、所管する部署の長に対し口頭により伝え、注意を促すとともに、指摘事項に対する対応等について、文書をもって報告するよう求めた。

8 結び

本監査は、令和5年度中に完了となった工事全体の10%程度の10件を抽出し、実施した。工事の施工に係る事務手続きが適正に行われているか、関係書類を審査し、疑義があるものは関係課のヒアリングを行った。

監査実施した工事については、おおむね適正に事務処理が行われていた。昨年度指摘した軽微な事項が、昨年度指摘のなかった課に見受けられた。指摘事項については、全庁的に指導徹底を図られるようお願いする。

監査対象以外の工事についても担当課で再確認され、今後の事務処理の適正な執行に努められるよう熱望し、結びとする。

工事関係書類等監査対象工事

No	所 管 課	工 事 名
1	総務課	令和 5 年度南三陸町消防団拠点施設等整備工事（中の町班）
2	保健福祉課	令和 5 年度歌津地区放課後児童クラブ増築工事
3	環境対策課	衛生センター設備更新等工事
4	農林水産課	令和 5 年度ひころの里災害復旧工事
5	商工観光課	令和 5 年度サンオーレそではまスロープ設置工事
6	建設課	令和 4 年度町道横断 1 号線道路改良工事
7		令和 4 年度普通河川坂の貝川外河川災害復旧工事
8		令和 4 年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤等整備工事
9	上下水道事業所	令和 5 年度歌津浄化センター機械等更新工事
10	教育委員会事務局	平成の森管理棟浴室・レストラン屋根修繕工事